

議 長	事務局長	次 長	総務係長	書 記

委 員 会 記 録 簿  
(閉会中)

委員会名	議会広報特別委員会			
開会日時	令和3年10月27日 9時00分 開会			
	令和3年10月27日 11時23分 閉会			
場 所	第1委員会室			
出席者数	委員定数6名中、出席者6名			
出席委員	新田 和明	南澤 克彦	—	
	田邊 介三	山本 数博	武岡 隆文	
	芦田 宏治	—	—	
議 長	宍戸 邦夫	—	—	
欠席委員	—	—	—	
出席した事務局職員	総務係主任主事	岡 憲一	—	—
付議事件	(1) 議会だより第71号の編纂について			

## 1. 経過

【開会 9:00】

### (1) 議会だより第71号の編纂について

- 新田委員長 開会する。  
議会だより第71号の編纂および校正について行う。  
—前回校正の修正部分及び未校正の部分を1ページずつ読み合わせ、  
校正作業—  
(基本的に原稿作成者が原稿を読む。全てのページ終了)

【休憩 10:00~10:10】

### ・市広報の市政の動きの記事に対しての議会だよりへの掲載について協議

- 武岡委員 時系列に市広報に書いてあることに対して議会の見解を詳細に書くべき。
- 田邊委員 全員協議会では記事を出す方向となり広報委員会では原稿の作成をするようになっている。対立はしていないことを入れないといけない。
- 武岡委員 対立ではなく、事実のみを掲載するようにする。市広報に正副議長欠席と書いてあるものの理由を明確に記載する。
- 山本(数)委員 理由ではなく、事実を載せるようにする。
- 芦田委員 4者会議については全員協議会で報告を受けたが、新田議員と山本(数)議員の件は具体的な内容がわからない。本人に詳細を確認してからにするほうがいい。
- 南澤副委員長 市広報11月号の件は広報委員会だけでは決められない。4者会議の件は議会として対応するべき。
- 山本(数)委員 市広報の件(新田議員、山本議員の件)について正副議長や事務局からの事情聴取がない。
- 武岡委員 議長の責任で事情聴取をして全員に報告をしてほしい。
- 穴戸議長 事実と違うところは議会だよりで出すように全員協議会で決定したので誤解されないように事実を出すようにしてほしい。  
新田議員と山本(数)議員の件は議運で諮り、新田議員の件は議運では判断せず、手を引くようにした。山本(数)議員の件は執行部に事務局で聴取をするようになった。
- 武岡委員 市長から公文書で来ているわけだから議会として事実を書いて問題と捉えていないと返さないといけない。公文書で来ているから公文書で返し、そのうえで議会だよりに簡潔にまとめて出すようにしないと市民にはわからない。
- 穴戸議長 市民は議会と市長が対立しているようにとっているが、事実はそうじゃないというところを出すようになると思う。
- 南澤副委員長 4者協議については全員協議会の時に広報で考えてほしいという話だったと思うが、それは結論を出さないといけない。
- 武岡委員 4者協議のことは会議録のとおり出せばいい。
- 南澤副委員長 時系列にしないと市民は理解ができない。

- 田邊委員 誰が担当して何を載せるのか。
- 南澤副委員長 私がたたき台を作る。次の全員協議会までには作成する。
- 新田委員長 内容は4者会議の件で、たたき台は南澤副委員長が作成することでもいいか。  
(異議なし)
- 以上で、議会だより第71号の最終校正を終了する。
- 以上で、本日の委員会を終了する。

【閉会 11:23】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会広報特別委員会委員長